



山形県公報

平成23年11月29日（火）
第2298号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（健康福祉企画課）…1155
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（ 同 ）…1156
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（ 同 ）… 同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）… 同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る  
事業所の名称の変更……………（ 同 ）…1157
- 土地改良区の定款変更の認可……………（庄内総合支庁農村計画課）… 同
- 道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課）… 同
- 同……………（ 同 ）…1158
- 同……………（置賜総合支庁建設総務課）… 同
- 同……………（置賜総合支庁西置賜建設総務課）…1159
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）… 同
- 道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課）… 同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）…1160
- 河川区域の変更による廃川敷地等……………（河 川 課）… 同
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）… 同

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則…………… 同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（村山総合支庁地域振興課）…1161
- 県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課）… 同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（会 計 局）…1164

## 告 示

### 山形県告示第985号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成23年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称  | 指定医療機関の所在地     | 指定年月日      |
|------------|----------------|------------|
| 伊藤歯科診療所    | 新庄市大手町1番16号    | 平成23. 8. 1 |
| 高野薬局       | 米沢市城西一丁目6番20号  | 同 10. 1    |
| 高野調剤薬局     | 米沢市林泉寺二丁目2番90号 | 同          |
| あかゆ小児クリニック | 南陽市柵塚1686番地の1  | 同          |

**山形県告示第986号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称  | 指定医療機関の所在地     | 廃止年月日       |
|------------|----------------|-------------|
| 有限会社高野薬局   | 米沢市城西一丁目6番20号  | 平成23. 9. 30 |
| 高野調剤薬局     | 米沢市林泉寺二丁目2番90号 | 同           |
| あかゆ小児クリニック | 南陽市柵塚1686番地の1  | 同           |

**山形県告示第987号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成23年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称            | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地    | 指定年月日       |
|----------------------|---------------|---------------|-------------|
| 茶話本舗 天童 デイサービス あさひの家 | 通所介護          | 天童市五日町一丁目2番5号 | 平成23. 11. 1 |

**山形県告示第988号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                     | 障害福祉サービスの<br>種類 | 指定年月日        |
|-------------------------------------|---------------------------------|-----------------|--------------|
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁<br>目9番地 | ニチイケアセンター鶴岡<br>鶴岡市若葉町23-38      | 同 行 援 護         | 平成23. 11. 11 |
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁<br>目9番地 | ニチイケアセンター酒田みずほ<br>酒田市亀ヶ崎三丁目5-55 | 同 行 援 護         | 同            |

**山形県告示第989号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス<br>事業者の名称及び主たる<br>事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地               |          | 障 害 福 祉<br>サービスの<br>種類   | 変更年月日       |
|-----------------------------------------|---------------------------|----------|--------------------------|-------------|
|                                         | 変 更 前                     | 変 更 後    |                          |             |
| 株式会社ひまわり<br>鶴岡市稲生一丁目3番5<br>号            | 有限会社在宅福祉サービ<br>スひまわり      | 株式会社ひまわり | 居 宅 介 護<br>重度訪問介<br>護    | 平成23. 10. 1 |
|                                         | 鶴岡市稲生一丁目3番5号              |          |                          |             |
| 特定非営利活動法人あら<br>た<br>酒田市東町一丁目15番地<br>の25 | 障害者グループホーム<br>ケアホーム たかさご寮 | たかさご寮    | 共同生活介<br>護<br>共同生活援<br>助 | 同           |
|                                         | 酒田市高砂二丁目2番36号             |          |                          |             |

**山形県告示第990号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成23年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
今野川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰53番地
- 3 認可年月日  
平成23年11月18日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第991号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年11月29日から同年12月12日まで縦覧に供する。

平成23年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新庄舟形線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                     | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延長                        |
|---------------------------------------|---|------|---------------------------------------|---------------------------|
| 新庄市大字本合海字本合海201番から<br>同 字上野1807番153まで |   | 旧    | 23.0 <small>メートル</small><br>}         | 910 <small>メートル</small>   |
|                                       |   |      | 5.5                                   |                           |
| 新庄市大字本合海字山崎370番1から<br>同 字上野1807番153まで |   | 旧    | 88.0 <small>メートル</small><br>}         | 1,010 <small>メートル</small> |
|                                       |   |      | 14.0                                  |                           |
| 同                                     | 上 | 新    | 88.0 <small>メートル</small><br>}<br>14.0 | 同上                        |

#### 山形県告示第992号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年11月29日から同年12月12日まで縦覧に供する。

平成23年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 砂子沢小又釜淵線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                      | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                                | 延長                     |
|----------------------------------------|---|------|--------------------------------------|------------------------|
| 最上郡真室川町大字大沢字川舟沢向国有林71林班い3小班から<br>同 上まで |   | 旧    | 14.0 <small>メートル</small><br>}        | 59 <small>メートル</small> |
|                                        |   |      | 4.0                                  |                        |
| 同                                      | 上 | 新    | 19.0 <small>メートル</small><br>}<br>4.0 | 同上                     |

#### 山形県告示第993号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成23年11月29日から同年12月12日まで縦覧に供する。

平成23年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                               | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                                | 延長                        |
|-------------------------------------------------|---|------|--------------------------------------|---------------------------|
| 東置賜郡川西町大字中小松字八日町下2888番から<br>長井市今泉字山田1822番1まで    |   | 旧    | 40.0 <small>メートル</small><br>}        | 5,266 <small>メートル</small> |
|                                                 |   |      | 7.0                                  |                           |
| 東置賜郡川西町大字中小松字八日町下2888番から<br>同 大字西大塚字松森式1832番4まで |   | 旧    | 72.5 <small>メートル</small><br>}        | 4,866 <small>メートル</small> |
|                                                 |   |      | 8.5                                  |                           |
| 同                                               | 上 | 新    | 72.5 <small>メートル</small><br>}<br>8.5 | 同上                        |

## 山形県告示第994号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成23年11月29日から同年12月13日まで縦覧に供する。

平成23年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 萩生黒沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|---------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 西置賜郡飯豊町大字萩生字北三本柳3587番2から<br>同 3596番まで | 旧    | 16.5メートル<br>}<br>12.5 | メートル<br>217 |
| 同 上                                   | 新    | 16.5メートル<br>}<br>12.5 | 同 上         |

## 山形県告示第995号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成23年11月29日から同年12月13日まで縦覧に供する。

平成23年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 萩生黒沢線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡飯豊町大字萩生字北三本柳3587番2から  
同 3596番まで
- 3 供用開始の期日 平成23年11月30日

## 山形県告示第996号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年11月29日から同年12月12日まで縦覧に供する。

平成23年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 鶴岡村上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長           |
|-----------------------------------|------|-----------------------|---------------|
| 鶴岡市荒沢字岩屋平45番13から<br>同 字笹根山93番19まで | 旧    | 43.4メートル<br>}<br>4.3  | メートル<br>1,071 |
| 同 上                               |      | 164.0メートル<br>}<br>9.6 | メートル<br>1,167 |
| 同 上                               | 新    | 90.0メートル<br>}<br>9.6  | 同 上           |

**山形県告示第997号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年11月29日から同年12月12日まで縦覧に供する。

平成23年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 鶴岡村上線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市荒沢字岩屋平45番13から  
同 字笹根山93番19まで
- 3 供用開始の期日 平成23年11月29日

**山形県告示第998号**

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、県土整備部河川課及び最上総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成23年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 河川の名称  
一級河川最上川水系沼前川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成23年11月29日
- 3 廃川敷地等の位置  
上流 最上郡鮭川村大字佐渡字坂ノ下346-18地先から  
下流 最上郡鮭川村大字佐渡字本田1537-2地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 8,367.30 m<sup>2</sup>

**山形県告示第999号**

次の開発行為は、完了した。

平成23年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成23年9月28日 指令村総建第5012号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
村山市楯岡北町二丁目298番2、298番4、3215番2、3220番1、3220番2、3247番4、3248番、3250番1、3266番、3266番7、3266番9、3266番10、3343番1、3343番2、3344番1、3351番4、298番2先、3248番先
- 3 開発許可を受けた者の住所および名称  
村山市楯岡北町二丁目5番6号  
土谷食品株式会社

**人事委員会関係****規 則**

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月29日

山形県人事委員会

委員長 安 孫 子 俊 彦

第77条第2項第2号中「している期間」を「している期間（育児休業法第2条に規定する育児休業の承認を受けた期間（基準日以前6箇月以内の期間を超えて承認を受けた期間を含む。）の合計が1月以下となる場合にあつては、当該期間（基準日以前6箇月以内の期間内のものに限る。）を除く。）」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

**公 告**

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成23年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成23年11月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 NPOスマイル協働さがえ
  - (2) 代表者の氏名  
菅野 耕吉
  - (3) 主たる事務所の所在地  
寒河江市中央工業団地37
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、社会の少子高齢化に伴い地域社会の活性化を図る為、行政と民間の力を協働し、総合的なサービスに関する事業を行い、活力ある住み良い地域社会創りと、地域社会の就業の提供に貢献することを目的とする。  
基本理念として、奉仕の一つの機会ととらえ、①真実かどうか ②みんなに公平か ③好意と友情を深めるか ④みんなのためになるか どうか、を心得て自他の生活向上と地域に喜ばれる事業内容で寄与する事を理念とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成23年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地                       | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分               | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 敷金     | 摘要     |                                    |                                    |
|------------------|---------------------------|------|-------------------------------|------|------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|--------|------------------------------------|------------------------------------|
|                  |                           | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                  | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営中田第二ア<br>パート2号 | 米沢市中田町<br>901-2           | 3DK  | 55.7                          | 2    | 一般用              | 13,500                  | 15,600                             | 17,900                             | 20,100                             | 23,000 | 26,600 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |                                    |
| 同 関口アパー<br>ト2号   | 南陽市宮内352<br>-3            | 2DK  | 57.3                          | 1    | 特定目的用<br>(高齢者専用) | 19,700                  | 22,700                             | 26,000                             | 29,300                             | 33,500 | 38,700 |                                    | 単身可                                |
| 同 大町アパー<br>ト     | 東置賜郡高畠町<br>大字高畠695-<br>12 | 3DK  | 58.0                          | 1    | 一般用              | 13,900                  | 16,100                             | 18,400                             | 20,800                             | 23,700 | 27,400 |                                    |                                    |
| 同 小国アパー<br>ト2号   | 西置賜郡小国町<br>大字兵庫館3-<br>8   | 同    | 59.4                          | 3    | 同                | 13,700                  | 15,900                             | 18,200                             | 20,500                             | 23,400 | 27,000 |                                    |                                    |
| 同                | 同                         | 同    | 59.4                          | 1    | 同                | 13,700                  | 15,900                             | 18,200                             | 20,500                             | 23,400 | 27,000 |                                    | 単身可                                |



(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。

- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成23年12月5日から同月9日まで（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合には平成23年12月9日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成23年1月下旬から2月上旬

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
反応性イオンエッチング装置 1台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2724
- 3 落札者を決定した日 平成23年10月17日
- 4 落札者の名称及び所在地  
サムコ株式会社 京都府京都市伏見区竹田藁屋町36番地
- 5 落札金額 33,820,500円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成23年9月6日